

改正後	改正前
第 1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理事務 1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類(税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。 イ 重点審査扱い、一般審査扱い又は簡易審査扱いの決定 ロ 貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。)の要否の決定 ハ 審査(貨物確認)ポイントの指示	第 1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理事務 1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類(税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。 <u>また、統括監視官(検査担当の統括監視官。以下同じ。)が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官(下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。)が行うこととなるので留意する。</u> イ (同左) <u>ロ 監視部(署所にある検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記八に規定する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。)の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報</u> ハ (同左) 三 (同左)

新旧对照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
二 各審査担当者への申告書等の配付 2 受付管理事務のうち、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに必要な添付書類の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。 (省略)	ホ (同左) 2 (同左) (同左)